

実行委員会等の透明性の確保に向けた公表資料

1 実行委員会等の名称

南空知地域公共交通活性化協議会

2 実行委員会等の概要

(1) 設置目的	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行う	
(2) 設置理由・妥当性 <small>※該当箇所に○を記入(複数回答可) ※ア～ウ以外の理由等がある場合は エの括弧内に内容を記入</small>	ア 専門的知見等の情報の活用が可能	○
	イ 外部資金・設備の活用が可能	
	ウ 人的ネットワークの活用が可能	
	エ その他(法律で協議会の設置が規定されている)	○
(3) 設置年月日(廃止予定年月日)	令和5年(2023年)3月27日	
(4) 委員構成・役割	別添のとおり	
(5) 収支計画	別添のとおり	

3 事業概要

(1) 事業名	南空知地域公共交通計画策定事業					
(2) 事業目的	<p>南空知9市町(夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、長沼町、由仁町、栗山町及び月形町)地域の人口は、減少を続けており、高齢化も進行している。</p> <p>当地域の公共交通は、路線バス(岩見沢美唄線、岩見沢長沼線、三笠線など)、JR函館本線(幌向～茶志内)、JR室蘭本線(岩見沢～三川)及び石勝線(川端～新夕張)があり、主に通学、通院などを中心とした生活交通として利用されているほか、都市間高速バス(高速いわみざわ号、高速みかさ号、高速ゆうばり号及び高速くりやま号)といった振興局を跨ぐ広域交通が運行されているが、利用者の減少や乗務員不足などにより、地域公共交通の維持確保が難しくなっている。</p> <p>さらに、令和2年からの新型コロナウイルスの影響により、交通事業者の運営が厳しい状況となっている。</p> <p>こうした中、令和2年11月の地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、地域住民の生活を支え、持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域のマスタープランとなる「南空知地域公共交通計画」を策定するものとする。</p>					
(3) 実施概要	南空知地域の公共交通の状況、住民のニーズ調査、市町や事業者へのヒアリング等を行った上で、現状や課題等を踏まえ、地域の利用者にとって利便性が高く真に必要な路線を地域関係者が検討し、今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「南空知地域公共交通計画」を策定する。					
実施予定日(期間)	令和5年(2023年)3月27日～令和6年(2024年)3月31日					
5 年度予算額(千円)	22,452	千円	総予算額(千円)	22,452	千円	
【内訳】道負担金	7,484	千円	※複数年度にまたがる事業の場合は記入	【内訳】道負担金	7,484	千円
国補助金	7,484	千円		国補助金	7,484	千円
その他	7,484	千円		その他	7,484	千円
業務委託の有無	あり					

4 事務局体制

事務局長 <small>※該当箇所に○を記入</small>	道職員	○	職名	空知総合振興局地域創生部長
	外部			
道職員数(人)	4			
その他職員(人)				
【内訳】専任				
兼任				
監査方法	年度終了時、協議会監事2名による監査を受監			